

整理

第一復員局第九三號

第一復員官署(含地方古語部)一般

新初任給の適用日等について

昭和廿壹年拾月拾六日

第一復員局 文書課長 美山 要藏

首題の件に関して別紙の通り大藏省給與局長から通牒があつたから承知願ひたい

別紙

給洋第八一號

昭和三十一年十月十日

大藏省給與局長

第一復員局經理部長殿

新初任給の適用日等について

官吏の初任給及び雇傭人等の初給の適用日等に復員者の新俸給への切替日等は左記の如く取扱ふこととするから右によつて取扱はれたい

一 官庁職員給与制度改正実施要綱第三の三の初任級及び雇傭人等
の
初給に関する規定は本年九月十九日(本官勅令第四三五号施行日)以後任用又は採用の者に
これを適用すること

二 本年七月一日より九月十八日迄の間において官吏に任用せられた者又は雇傭人等に採
用せられた者の給与は官庁職員給与制度改正実施要綱第三の五の(一)の(ヌ)に準じて措
置すること

三 各庁職員から召集せられた内地(種別を除く以下同じ)外に在る者が本年七月一日以後内地
に帰還した者の新俸給への切り替日はその者の内地に上陸日(又は引揚日)によらないで召集解除日と
すること

一復第五五七號

復員官署(含地方世話部)一般

經理事故防止について

昭和二十一年十一月九日

第一復員局文書課長

經理事故の防止については從來共周到なる指導と監督を行つてゐることと思ふが最近某所で別紙の様な經理事故が発生した其の原因は

- 1 出納官吏の現金の保管が放漫であつたこと
 - 2 業務の實行が便宜主義に流れて規定通り行はれてゐなかつたこと
 - 3 部下を過信し監督が不充分であつたこと
- 等に起因してゐると思はれる終戦後に於ける國民一般の道義心の頽廢は尙この種事故の發生を豫想せられるから當事者はより一層の注意を拂ひ之が防止に努めると共に上司の監督指導についても特に配慮せられ度命により通牒する

別紙

其の一

某地方支話部の出納官吏の助手としてゐる事務官は帰還者から提出された資料によつて受領證と作製し之を出納官吏に廻付してゐたが屢々自己の作製した受領證により出納官吏も現金を受領し出納官吏に代る債主に支拂ひをしてゐたことを奇賞とし本年四月より九月に亘る間に帰還者の名を偽り或は架空の人名等を用いて受領證印鑑等も偽造し之によつて出納官吏も現金及小切手で五萬四千餘円を詐取した

其の二

某地方支話部の出納官吏が諸支拂を實施中他の用事の爲部下の雇員に対し細部の突検をする事なれ現金十五萬円余と渡し之が保管

及支拂を委託し、亦を離れた。該雇員はその中より若干の支拂をとり歸還した。出納官吏に之を返還した。出納官吏は受領の際、莫檢した。處七千余円不足とあるのを発見した。当時は不足の原因不明であった。為別段の措置を講じなかつた。その後調査の結果、盜難と判明したが、上司に報告、捜索に至りし迄に日曜、出納官吏の出張等、数日を隔てたる為、発見出来なかつた。

總法第七號

第一復員官署（陸地方世話部）一般

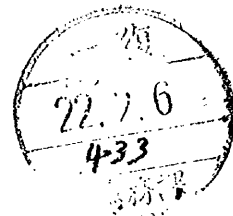
同盟罷業等の場合における俸給又は給料の支給方について

昭和二十二年一月三十一日

第一復員局 經理部長

標記の件につき大藏省給與局長より別紙の通り滯滞があつたからこれを通知する

別紙



1026